

# 能代市中小企業融資あっせん制度

市内の事業資金を必要とする中小企業者に対し、企業の安定並びに業界の振興発展に資するため融資あっせんを行います。

## 申込資格

- 一般企業融資（マル能一般）、小規模企業融資（マル能小口）  
本市に1年以上事業所を有し、現に事業を営み、市税等の納期にかかわる税額を完納している方
- 創業者融資（マル能創業）  
本市に事業所を有し、または設置しようとする創業者で、市税等の納期にかかわる税額を完納している方

## 〈融資条件〉

区分	一般企業融資	小規模企業融資	創業者融資
貸付限度額	2,000万円	2,000万円	1,000万円
貸付利率	1.75%以内	1.55%以内	1.55%以内
保証料	1.90%以内	2.20%以内	0.88%以内
	能代市が全額負担します		
資金使途	運転資金及び設備資金		
貸付期間	10年以内		
返済方法	一括または分割払い		
保証人	原則として法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要		

○一般企業融資をご利用いただける方は、中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者です。

○小規模企業融資をご利用いただける方は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に該当する小規模企業者※であって、この融資を含め、信用保証協会における既存の保証付融資残高との合計が2,000万円以下である方です。

※**小規模企業者** 次のいずれかに該当する(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)を行うもの

- (1)卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする事業者は常時使用する従業員数が5人以下  
ただし、サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下
- (2)上記(1)以外の業種を主たる事業とする事業者は、常時使用する従業員数が20人以下
- (3)事業協同小組合で、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- (4)企業組合で、その事業に従事する組合員数が20人以下
- (5)協業組合で常時使用する従業員数が20人以下
- (6)医業を主たる事業とする法人で常時使用する従業員数が20人以下

○創業者融資をご利用いただける方は、産業競争力強化法第2条第29項第1号～第4号に該当する創業者※であって、この融資を含め、信用保証協会における既存の保証付融資残高との合計が1,000万円以下である方です。

※**創業者** 次のいずれかに該当する(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)もの

- (1)金融機関等の支援機関による経営指導を受け、1か月以内に新たに市内で事業を営む個人
- (2)金融機関等の支援機関による経営指導を受け、2か月以内に新たに市内で会社を設立する法人
- (3)新たに市内で事業を開始した日以後5年未満の個人
- (4)新たに市内で事業を開始した日以後5年未満の法人
- (5)事業を営んでいない個人が創業した後に法人成りした場合(中小企業者に限る)で、個人事業主として創業した日から起算して5年未満のもの

※創業者融資の申請には、事業計画書の作成・提出が必要となります。

## 小規模企業者及び創業者への利子補給

令和9年3月31日までに貸付実行された方には、貸付利率の2分の1を利子補給します。期限は小規模企業者の場合は貸付日から2年間で、創業者の場合は貸付日から3年間です。利子補給金は、年1回、金融機関に対して支払いします。(延滞金分の利子は対象外です)